

令和 8 年 9 月 1 0 日
九 州 運 輸 局

昭和自動車株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和 8 年 6 月 3 0 日付けで昭和自動車株式会社（佐賀県唐津市）より申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日付けで申請のとおり認可いたしました。

1. 主な運賃の変更内容

	現 行	申 請
対キロ区間制		
基準賃率	4 4 円 1 0 銭	6 2 円 9 0 銭
初乗運賃	1 6 0 円	2 1 0 円

2. 平均改定率

3 6 . 1 %

3. 運賃改定の必要性及び目的

人件費、外注修繕費及び運行経費の増加などへ対応し、経営改善及び運転者の確保につなげ、バス路線の維持を図るため。

4. 実施予定日

令和 8 年 1 0 月 1 日

運輸と観光で九州の元気を創ります

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車交通部旅客第一課

馬郡（まごおり）、佐藤

電話：092-472-2521

